

みなさん、こんにちは 中村です。お元気でご活躍のことと思います。通勤途中の秋の蝉、去り行く夏を感じますね。オーストリアで行なわれる3大陸トーナメント(9/7 オーストリア戦、11日スイス戦)に臨むサッカー日本代表メンバーが発表された。ずっと待ち焦がれていた松井大輔(26/ル・マン/フランス)ようやく登場。鹿児島実業から京都パープルサンガ(現京都サンガF・C)に入団、活躍した後、フランスリーグ2部のル・マンへ移籍。25試合に出場して3得点を挙げ1部昇格への原動力となる。「ル・マンの太陽」と呼ばれている男が、ゴールの嵐を巻き起こしてくれるだろうか!

改正男女雇用機会均等法が施行されました。(平成19年4月1日から)

平成18年6月21日に公布された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律(平成18年法律第82号)」が、平成19年4月1日から、改正男女雇用機会均等法が施行されました。

性別を理由とする差別の禁止

● 男女双方に対する差別の禁止

現行法においては、「女性に対する差別」を禁止していましたが、近年男性であることを理由とする差別に係る相談が寄せられていることや、諸外国においても男女双方に対する差別を禁止することが一般的であることを踏まえ、改正法では、男女双方に対する差別を禁止することとなりました。

● 募集・採用、配置(業務の配分及び権限の付与も含む)・昇進・降格、教育訓練、福利厚生、職種の変更・雇用形態の変更、退職の勧奨、定年、解雇、労働契約の更新について差別的取扱いの禁止

間接差別の禁止

定義:①性別以外の事由を要件として②一方の性の構成員に相当程度の不利益を与える措置を③合理的な理由なく講じること

● 厚生労働省令で定める以下の事項については、合理的理由がない限り禁止

- ①募集・採用に当たって、身長、体重又は体力を要件とすること
- ②募集・採用に当たって、転居を伴う転勤に応じられることを要件とすること
- ③昇進に当たり、転勤の経験があることを要件とすること

妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いも禁止されます

男性に対するセクシュアルハラスメントも含めた対策が義務化されます (河野)

詳しい情報は、東京労働局雇用均等室 <http://www.roudoukyoku.go.jp/>

〒102-8305 東京都千代田区九段南1-2-1 12・13・14階

TEL03-3512-1611 FAX03-3512-1555

改正男女雇用機会均等法等に関するご相談・お問い合わせは各労働局雇用均等室へ

建設業許可 Q&A

Q. 出向社員でも専任技術者、経營業務の管理責任者になれるか?

A. 建設業において専任技術者や経營業務の管理責任者には常勤性が求められており、出向社員であっても、出向先での常勤性が認められれば、これらになることができます。雇用状態及び常勤性を確認する資料として、ア、出向元と出向先との間で締結された出向契約書・覚書の写し(契約書に当該社員の氏名が記載されていない場合、出向命令書又は辞令。賃金相当分が出向先の負担であることが明確なもの)、イ、出向元の健康保険被保険者証写し等、ウ、出向元の賃金台帳、出向先の出勤簿の写し・・・などが挙げられます。但し、出向社員に限らないことですが、他の会社で経營業務管理責任者や専任技術者になっている場合や、現住所が勤務地から遠く通勤が不可能と思われる場合等には常勤と認められません。(鈴木)

お月見



旧暦の8月15日、新暦の9月中旬から下旬に、満月を鑑賞する行事で、中秋の名月と呼ばれ、1年で一番月のきれいな日といわれています。

この行事は、中国の伝統的な祭日である中秋節が起源といわれ、中国では丸い月を家族の団らんの象徴とし、旧暦の8月15日は、家族で月餅を食べ、満月を祝いました。

この風習が日本に伝わり、その後、作物の収穫に感謝する儀礼が加わり、江戸時代以降に庶民に広まったといわれています。

日本の月見は、秋の作物の収穫を祝う行事でもあります。

ですから、月見団子やおはぎのほか、その時期に取れた作物を供える地域もあるようです。また、秋の七草の、ススキを飾ります。(田上)